

審査書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおける
核燃料物質使用変更許可申請書の許可の基準への適合について

原規規発第2109174号
令和3年9月17日
原子力規制庁

I. 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおける核燃料物質の使用の変更に関し、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「申請者」という。）から提出のあった「核燃料物質使用変更許可申請書」（令和3年1月15日付け令02原機（峠）112をもって申請、令和3年8月3日付け令03原機（峠）063をもって一部補正。以下「本申請」という。）について審査した結果、本申請に係る変更内容は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第55条第3項において準用する第53条各号に掲げる許可の基準に適合しているものと認められる。

II. 変更の内容

本申請における主な変更の内容については、以下のとおりである。

- (1) 開発試験棟
 - ①年間予定使用量の変更、貯蔵能力及び貯蔵設備の変更
 - ②遠心分離機部品材料、解体撤去機器の物性調査を行うため使用設備の追加
- (2) 濃縮工学施設
 - ①使用目的「遠心分離法によるウラン濃縮に関する技術開発の一環として、濃縮工学施設において、高性能遠心分離機を使用するウラン濃縮試験を行う」の削除等
 - ②使用を終了する使用設備の解体撤去及び維持管理設備への変更
 - ③廃棄設備の運転方法の変更
- (3) 農・畜産物及び水産物摂取による一般公衆の実効線量評価の変更
- (4) 記載の適正化

Ⅲ. 審査の内容

1. 原子炉等規制法第55条第3項において準用する第53条第1号への適合性 (平和の目的以外に利用されるおそれがないこと)

本申請に係る核燃料物質の使用について、使用の目的等から、平和の目的以外に利用されるおそれがないことを確認することとした。

申請者は、濃縮工学施設における使用の目的の変更について、遠心分離法によるウラン濃縮試験の終了に伴い、目的を削除する変更であること、及び開発試験棟については目的に変更はないとしている。

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、濃縮工学施設における使用の目的を削除する変更であること及び開発試験棟の使用の目的には変更はないことから、核燃料物質が平和の目的以外に利用されるおそれがないと判断した。

2. 原子炉等規制法第55条第3項において準用する第53条第2号への適合性 (使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則への適合性)

原子炉等規制法第53条第2号では、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設（以下「使用施設等」という。）を使用しようとするときは、使用施設等の位置、構造及び設備が、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第34号。以下「基準規則」という。）に適合することを要求している。また、基準規則においては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号）第41条に該当する核燃料物質を使用する施設（以下「令第41条該当施設」という。）に適用される条項と、令第41条該当施設を除く使用施設等（以下「令第41条非該当施設」という。）に適用される条項が規定されている。したがって、審査においては、本申請の変更内容に係る核燃料物質の使用施設等が令第41条該当施設に該当するか否かを確認した上で、使用施設等が満たすべき基準規則のうち、本申請の変更内容に関する条項への適合性について確認することとした。

本申請では、使用する核燃料物質の種類及び数量から、令第41条該当施設である濃縮工学施設、及び令第41条非該当施設である開発試験棟について、それぞれ変更に係る基準規則のうち、本申請の変更内容に関する各条項への適合性の確認を行った。

その結果、本申請に係る変更内容における使用施設等の位置、構造及び設備が基準規則に適合し、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものと判断した。

2. 1 開発試験棟 [令第4条非該当施設]

2. 1. 1 年間予定使用量の変更、貯蔵能力及び貯蔵設備の変更

本申請は、既に在庫がなく、かつ今後の使用計画のない核燃料物質（濃縮度 1.6% 以下濃縮ウラン）を削除し、これまでの核燃料物質の使用実績及び現在の貯蔵実績を基に見直し、年間予定使用量について、天然ウラン及びその化合物は 200kgU から 37kgU、トリウム及びその化合物は 10kgTh から 2.2kgTh、濃縮ウラン（天然系）及びその化合物（濃縮度 5%以下）は 1kgU から 0.5kgU、並びに濃縮ウラン（回収系）及びその化合物（濃縮度 5%以下）は 1.5kgU から 0.5kgU に変更するとしている。

また、既許可の貯蔵施設である薬品庫の最大収納量について、ウラン及びトリウムの合計で 50kg から 40.7kg に変更するとともに、薬品庫内のスチールキャビネットのうち、重ウラン酸アンモニウム等を収納した試料容器を収納するスチールキャビネット 5 台を更新し、台数を 6 台に変更するものである。

(1) 基準規則第3条（遮蔽）

基準規則第3条は、使用施設等について、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有していることを要求している。

申請者は、年間予定使用量の減少及び貯蔵施設での最大収納量の減少に係る線量評価の結果、放射線業務従事者に係る線量は 1.4×10^{-1} mSv/年、貯蔵施設である薬品庫における管理区域境界に係る線量は 6.4×10^{-1} mSv/3 か月及び周辺監視区域境界に係る線量は 4.3×10^{-2} mSv/年であることから、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号。以下「線量告示」という。）に定める線量限度を下回るとしている。

規制庁は、遮蔽に係る設計について、放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域境界に係る線量が線量告示に定める線量限度を下回るとしていることを確認したことから、基準規則第3条の規定に適合すると判断した。

(2) 基準規則第23条（貯蔵施設）

基準規則第23条は、貯蔵施設について、核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有していること、施錠又は立入制限、標識を設けることを要求している。

申請者は、既許可の薬品庫の重ウラン酸アンモニウム及び調合済みガラス原料の重ウラン酸アンモニウムを貯蔵する貯蔵箱であるスチールキャビネット 5

台を更新し、1台増設し台数6台に変更するとしている。

スチールキャビネットでは、重ウラン酸アンモニウムは容量が1Lの試料容器で2本、調合済みガラス原料の重ウラン酸アンモニウムは容量が3Lの試料容器で150本を貯蔵するとしている。スチールキャビネットは1台あたり、3Lの試料容器換算で51本を貯蔵可能であるとしている。スチールキャビネットは6台設置するため、試料容器の貯蔵可能本数は306本となることから、貯蔵するために必要な容量を有しているとしている。また、スチールキャビネット6台の専有面積は約2.4m²であり、薬品庫の床面積は約15m²であることから、スチールキャビネットは薬品庫に設置可能であるとしている。

さらに、スチールキャビネットは施錠し、貯蔵設備であることを示す標識を設けるとしている。

なお、更新により不要となるスチールキャビネットは、放射性廃棄物でない廃棄物又は放射性固体廃棄物に分別し、放射性廃棄物でない廃棄物については、コンテナ等の容器に収納し、施設外に廃棄するまでの間は、開発試験棟の非管理区域に保管し、放射性固体廃棄物については、既許可の廃棄物貯蔵庫に保管廃棄するとしている。

規制庁は、貯蔵施設に係る設計について、重ウラン酸アンモニウム及び調合済みガラス原料の重ウラン酸アンモニウムを収納するスチールキャビネットは、試料容器を収納する容量を有すること、スチールキャビネットは施錠するとともに、標識を設けることを確認したことから、基準規則第23条の規定に適合すると判断した。

また、更新により不要となるスチールキャビネットについては、放射性廃棄物でない廃棄物又は放射性固体廃棄物に分別したうえで、放射性廃棄物でない廃棄物については、コンテナ等の容器に収納し、開発試験棟の非管理区域に保管するとしていること、及び放射性固体廃棄物については、既許可の廃棄物貯蔵庫に保管廃棄するとしていることを確認した。

2. 1. 2 遠心分離機部品材料、解体撤去機器の物性調査を行うため使用設備の追加

本申請は、使用目的「遠心分離機部品材料、解体・撤去機器等の物性を調査するための分析」において、濃縮工学施設、製錬転換施設及び開発試験棟の設備・機器の解体撤去で発生した金属、樹脂等の解体物にレーザーを照射して付着物を剥離し、剥離した付着物の物性を調査するため、使用設備として、レーザークリーニング装置、X線回折装置、蛍光X線分析装置及び放射能測定装置（以下、単に「レーザークリーニング装置等」という。）を追加するものである。具体的には、

濃縮工学施設、製錬転換施設及び開発試験棟の設備の解体撤去で発生する金属、樹脂等の解体物及び遠心機部品材料を試験片とし、レーザークリーニング装置で試験片を照射のうえ、試験片から付着物を剥離する。剥離した付着物について、X線回折装置、蛍光X線分析装置及び放射能測定装置を用いて元素組成分析を行うものである。

(1) 基準規則第2条（閉じ込めの機能）

基準規則第2条は、使用施設等について、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならないことを要求している。

申請者は、レーザークリーニング装置について、既許可の第1分析室の化学フード内に設置し、試験片を入れるレーザークリーニング装置内部は、真空ポンプで吸引することにより負圧を維持するとしている。真空ポンプの排気は、化学フードの排気口を経由し、既許可の高性能エアフィルタを装着した排気設備により排気するとしている。また、試験片から剥離した付着物は既許可の化学フード内で密封構造の試料容器に収納するとしている。

X線回折装置及び蛍光X線分析装置について、試料容器に収納したままの状態で行うため、核燃料物質は飛散しないとしている。

放射能測定装置について、測定試料は既許可の第3機器測定室等において、試験片から剥離した付着物を既許可の化学フード内で溶解した後、金属板に電着又は焼き付けることから、測定試料から核燃料物質は飛散しないとしている。

規制庁は、閉じ込めの機能に係る設計について、レーザークリーニング装置は既許可の化学フード内に設置すること、付着物の剥離が行われる装置内部は、真空ポンプで吸引され、真空ポンプの排気は、既許可の排気設備により排気すること、X線回折装置、蛍光X線分析装置については、密封構造の試料容器に収納したまま測定を行うこと、及び放射能測定装置については、測定する試料は金属板に電着又は焼き付けられた試料であることから核燃料物質が飛散するおそれはないことを確認したことから、基準規則第2条の規定に適合すると判断した。

(2) 基準規則第3条（遮蔽）

申請者は、レーザークリーニング装置で付着物を剥離する試験片1個あたりのウラン量は最大でも20mgUであるため、放射線業務従事者に係る線量は 9.8×10^{-6} mSv/年、管理区域境界に係る線量は 6.5×10^{-6} mSv/年であり、既許可の線量評価結果に包含されるとしている。

規制庁は、遮蔽に係る設計について、追加するレーザークリーニング装置で使用するウラン量は20mgUであることから、本変更による線量評価結果は、既許可の線量評価結果に包含されることを確認したことから、基準規則第3条の規定に適合すると判断した。

(3) 基準規則第4条（火災等による損傷の防止）

基準規則第4条は、使用施設等に関して、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有していることを要求している。

申請者は、レーザークリーニング装置等は金属製材料で構成され、不燃性であり、装置の電源部は絶縁抵抗試験を行い絶縁性能の健全性を確認したものを使用している。また、レーザークリーニング装置等が設置される既許可の第1分析室、第1実験室、第2機器測定室及び第3機器測定室については、火災等による損傷の防止に係る設計に変更はないとしている。

規制庁は、火災等による損傷の防止に係る設計について、追加するレーザークリーニング装置等は、金属製材料で構成され不燃性であり、装置の電源部は絶縁性能の健全性が確認されたものであること、及びレーザークリーニング装置等を設置する室については、既許可の火災等による損傷の防止に係る設計から変更はないとしていることから、基準規則第4条の規定に適合すると判断した。

2. 2 濃縮工学施設 [令第41条該当施設]

本申請は、遠心分離法によるウラン濃縮試験及び廃液処理試験の終了に伴い、遠心分離法によるウラン濃縮試験に係る使用の目的及び方法、廃液処理試験に係る使用の方法を削除するとともに、高性能遠心分離機等の使用設備等の使用を終了し、維持管理する設備へ変更又は解体撤去するものである。また、放射性気体廃棄物の廃棄設備の運転方法を変更するものである。

2. 2. 1 使用目的「遠心分離法によるウラン濃縮に関する技術開発の一環として、濃縮工学施設において、高性能遠心分離機を使用するウラン濃縮試験を行う」の削除等

申請者は、濃縮工学施設におけるウラン濃縮試験の終了に伴い、「遠心分離法によるウラン濃縮に関する技術開発の一環として、濃縮工学施設において、高性能遠心分離機を使用するウラン濃縮試験を行う」の目的及び方法を削除するとともに、廃液処理試験の終了に伴い、廃液処理試験に係る使用の方法を削除するとし

ている。

規制庁は、濃縮工学施設における使用の目的及び方法についての記載が削除されていることを確認した。

2. 2. 2 使用を終了する使用設備の解体撤去及び維持管理設備への変更

(1) 使用を終了する使用設備の解体撤去

申請者は、表-1 に示す OP-2UF₆ 処理設備等の使用設備について、使用を終了し、解体撤去を行うとしている。

表-1 解体撤去する使用設備

| 名 称 | 場 所 |
|--|---------------------------|
| 遠心分離機駆動設備 高周波電源装置 高周波電源用変圧器、VVVF 盤 | No. 4 変圧器室 OP-2 遠心機室 |
| OP-2UF ₆ 処理設備 原料供給槽、圧縮調整槽、製品コールドトラップ、製品回収槽、廃品コールドトラップ、廃品回収槽、廃品系コンプレッサシステム、捕集排気系メインケミカルトラップ、捕集排気系メインロータリポンプ、パージ回収槽、パージケミカルトラップ、パージロータリポンプ、パージコールドトラップ、パージブースタポンプ、運搬台車 | OP-2UF ₆ 操作室 |
| 遠心機処理設備 遠心機部品サーベイ装置 放電加工機 硫酸廃液処理試験装置 | 遠心機処理室 機器保管室 部品検査室 |
| 分析設備 現場質量分析装置 原子間力顕微鏡 | OP-2 現場質量分析室 機器分析室 |

六フッ化ウランの供給、回収を行っていた OP-2UF₆ 処理設備及び分析設備の現場質量分析装置は汚染があることから、解体用グリーンハウスを設置した上で解体撤去作業を行うとしている。解体用グリーンハウス内での解体撤去作業においては、タイベックスーツ、フッ化水素用フィルタ装着した全面マスクを着用し作業を行い、工具を用いて解体するとしている。

また、作業時の火災対策として、作業場所に鋼板、耐火耐熱シートの設置、作業場所周辺の可燃物の回収、消火器を配置するとしている。

OP-2UF₆ 処理設備及び分析設備の現場質量分析装置以外の設備については、汚染がある場合は、OP-2UF₆ 処理設備及び分析設備の現場質量分析装置と同様な方法により解体撤去し、設備に汚染がない場合は、解体撤去作業は、工具を用いた分解・取り外し、バンドソー等の機械的切断装置による切断を基本とし、必要に応じて、プラズマ切断機等の熱的切断を行う。熱的切断を行う際は、周囲の延焼防止措置を講じるとしている。

六フッ化ウランが流通した設備、機器については、真空排気により六フッ化ウランをシリンダに回収した後、窒素ガスパージにより系統内の六フッ化ウランを除去済みであるとしている。

解体撤去する設備の汚染状況については、放射線測定器を用いた直接法又はスミヤによる間接法により汚染状況を確認するとしている。汚染が確認された場合には、汚染箇所は除染、養生を行い、解体撤去作業時の汚染拡大の防止を図るとしている。また、フッ化水素検知器にてフッ化水素が検出されないことを確認しながら解体撤去を行うとしている。

核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄について、解体用グリーンハウス内の排気は、仮設の局所排気装置及び既許可の気体廃棄施設の高性能エアフィルタを通じて大気中に放出するとしている。放出に際しては、排気モニタにより排気中の放射性物質濃度を測定し、線量告示に定める濃度限度以下であることを確認するとしている。

解体撤去で発生する解体物は、放射能濃度の確認対象物（以下「クリアランス対象物」という。）と、放射性固体廃棄物に分別し、クリアランス対象物は、除染を行った後、原子炉等規制法に基づき放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法の認可申請が認可され、検認が行われるまでの間、ドラム缶等の金属製容器に封入し汚染拡大防止の措置を講じて、濃縮工学施設内の既許可の管理区域内（OP-2UF₆ 操作室、OP-2 質量分析室、部品検査室等）において保管するとしている。クリアランス対象物の発生量は、200L ドラム缶換算で最大約 900 本と見込まれ、管理区域内の保管場所においては、2,400 本保管可能であることから、保管に必要な場所が確保されているとしている。

放射性固体廃棄物については、廃棄物処理施設の廃棄物貯蔵庫において保管するとしている。放射性固体廃棄物は、200L ドラム缶換算で 162 本程度発生すると見込まれ、これに対し、廃棄物貯蔵庫の保管容量は 14,224 本であり、令和 3 年 3 月末における保管量が 13,999 本であることから、200 本以上の余裕があるため、解体撤去で発生する放射性固体廃棄物を保管廃棄するのに必要な容量を有するとしている。

解体撤去工事期間中の保安のために必要な放射線管理施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の施設については、既許可の設計を維持管理する。

規制庁は、使用を終了し、解体撤去を行う OP-2UF₆ 処理設備等の使用設備について、解体撤去の方法、汚染検査の方法、汚染の除去の方法、廃棄物の廃棄の方法の安全対策の方針が示されていることを確認した。

(2) 使用を終了する使用設備等の維持管理設備への変更

申請者は、表-2～表-4 に示す使用設備、貯蔵設備及び気体廃棄設備の使用を終了し、維持管理する設備へ変更するとしている。

表-2 使用を終了し維持管理設備とする使用設備

| 名 称 | 場 所 |
|--|--|
| OP-2 カスケード設備 高性能遠心分離機、OP-2 遠心分離機 | OP-2 遠心機室 |
| 計装制御設備 運転操作設備 (中央監視・操作盤) 現場計装設備 (変換器盤) | 中央操作室 OP-2UF ₆ 操作室 ブレンディング室 |
| ユーティリティ設備 膨張タンク | OP-2 補機室 |

表-3 使用を終了し維持管理設備とする貯蔵設備

| 名 称 | 場 所 |
|---|------|
| 埋込型秤量機 洗缶設備 洗缶架台、第1段ケミカルトラップ、第2段ケミカルトラップ、凝縮器、テルハ、耐圧気密試験装置 | 貯蔵施設 |

表-4 使用を終了し維持管理設備とする廃棄設備

| 名 称 | 場 所 |
|---|--|
| 気体廃棄設備 循環用送風機 (遠心機・部品保管室系統 (1 台)、OP-2UF ₆ 操作室系統 (2 台)、OP-2 遠心機室系統 (2 台)) エアワッシャ (遠心機処理室系統、遠心機・部品保管室系統、分析室系統、OP-1UF ₆ 操作室系統、OP-2UF ₆ 操作室系統、OP-2 遠心機室系統、ブレンディング室系統、OP-2 放管室系統及び貯蔵設備の 2 系統の各一式) | OP-1 給気機械室 OP-2 給気機械室 OP-1 排気機械室 OP-2 排気機械室 |

表-2 の使用設備のうち、設備の使用状況から汚染があると判断される OP-2 カスケード設備の高性能遠心分離機については、弁の閉止及び開口部にはフランジを取り付けて閉止措置を行うことで、汚染拡大を防止するとしている。OP-2 遠心分離機については、接続する配管の弁の閉止による閉止措置を講じるとしている。OP-2 カスケード設備の高性能遠心分離機及び OP-2 遠心分離機については、真空排気により六フッ化ウランをシリンダに回収した後、窒素ガスパージにより系統内の六フッ化ウランを除去済みであるとしている。

表-2 の使用設備のうち計装制御設備及びユーティリティ設備並びに表-3 の貯蔵設備の埋込型秤量機、洗缶設備については、電源ケーブルを取り外し電源供給の遮断、設備に接続する配管の弁の閉止及び洗浄水を供給遮断することで、汚染拡大防止の措置を講じるとしている。

表-4 の廃棄設備の循環用送風機については、電源ケーブルを撤去するとともに、循環系統の排気ダクトのダンパを閉止し、エアワッシャについては、水配管の弁を閉止することで、汚染拡大防止の措置を講じるとしている。

規制庁は、使用設備等の維持管理設備への移行に当たって、維持管理設備へ移行する際の汚染の拡大防止措置の方針が示されていることを確認した。

(3) 基準規則第3条（遮蔽）

基準規則第3条は、使用施設等について、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有していることを要求している。

申請者は、変更後の線量評価において、放射線業務従事者に係る線量については、9.48mSv/年であるとしている。管理区域に係る線量は最大で 3.88×10^{-1} mSv/3 か月、周辺監視区域境界に係る線量は 3.3×10^{-3} mSv/年であることから、線量告示に定める線量限度を下回るとしている。

規制庁は、遮蔽に係る設計について、放射線業務従事者、管理区域及び周辺監視区域境界に係る線量が線量告示に定める線量限度を下回るとしていることを確認したことから、基準規則第3条の規定に適合すると判断した。

2. 2. 3 廃棄設備の運転方法の変更

(1) 基準規則第24条（廃棄施設）

基準規則第24条は、廃棄施設について、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであることを要求している。

申請者は、放射性気体廃棄物の排気系統のうち、遠心機・部品保管室系統、OP-2UF₆操作室系統及びOP-2遠心機室系統について、気体廃棄設備の運転方法を循環方式又はワンスルー方式としていたところを、循環方式を取りやめワンスルー方式のみに変更するとしている。この変更に伴い、表-4のとおり、遠心機・部品保管室系統等の3系統の循環用送風機計5台の使用を終了するとともに、遠心機処理室系統等の10系統のエアワッシャ各一式の使用を終了し、維持管理する設備とするとしている。

気体廃棄設備の運転方法をワンスルー方式とした際の排風機の排気能力については、既許可の設計に変更はないとしている。

規制庁は、廃棄施設に係る設計について、気体廃棄設備の運転方法の変更後においても、ワンスルー方式で運転するための排風機の排気能力に変更はないことを確認したことから、基準規則第24条の規定に適合すると判断した。

2. 3 農・畜産物及び水産物摂取による一般公衆の実効線量評価の変更

本変更は、濃縮工学施設での使用目的「遠心分離法によるウラン濃縮に関する技術開発の一環として、濃縮工学施設において、高性能遠心分離機を使用するウラン濃縮試験を行う」の終了によって、放出される放射性気体廃棄物の放出量の変更及び評価で用いる米の摂取量、魚の摂取量等のパラメータの最新知見の反映により、一般公衆に対する実効線量評価を変更するものである。

申請者は、変更後の線量評価の結果、農・畜産物の摂取による一般公衆の実効線量は 1.6×10^{-4} mSv/年、水産物摂取による一般公衆の実効線量は 6.8×10^{-5} mSv/年であるとしている。この線量評価の結果と直接 γ 線及びスカイシャイン γ 線等、他の経路による実効線量を考慮した合計の評価に変更はなく、 7.6×10^{-2} mSv/年であるとしている。

規制庁は、濃縮工学施設での使用目的の終了による放射性気体廃棄物の放出量の変更及び評価パラメータの最新知見を反映した場合においても、既許可の実効線量と変更はないことを確認した。

2. 4 記載の適正化

規制庁は、本変更は法令改正に伴う用語の変更、図番号の変更の記載の適正化であり、使用施設等の位置、構造及び設備の安全設計に影響を与えるものではないことを確認した。

3. 原子炉等規制法第55条第3項において準用する第53条第3号への適合性 (技術的能力)

本申請に係る核燃料物質の使用を適確に行うに足りる技術的能力について、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日原子力安全委員会決定）を参考に、申請内容を踏まえ核燃料物質の保管管理に係る組織、技術者の確保、経験、教育・訓練等を行う体制が構築されているか、又はその方針が示されているかについて確認した。

申請者は、人形峠環境技術センターの保安管理について、最新の情報に合わせ、技術者数を75名から73名とし、有資格者については核燃料取扱主任者数を4名から3名へ、第1種放射線取扱主任者数を11名から8名へ変更するものの、保安管理に係る体制、教育・訓練等に係る方針に変更はないとしている。

規制庁は、申請者の技術的能力について、本申請は技術者数及び有資格者数を更新する変更であること、保安管理に係る体制、教育・訓練等に係る方針には変更がないとしていることから、核燃料物質の使用等を適確に行うに足りる技術的能力があるものと判断した。

4. 原子炉等規制法第55条第3項において準用する第53条第4号への適合性 (保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備)

本申請に係る使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）の規定に適合しているかについて確認することとした。

規制庁は、本申請において、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、品質管理基準規則の規定に適合するものと判断した。